

財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会
福利厚生事業運営委員会小委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 制度改正にかかる答申書及びその附帯意見（平成14年9月13日理事会報告）により、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）の福利厚生事業について、会員のニーズ調査を含めた抜本的な見直しをはかるため、福利厚生事業運営委員会要綱第2条並びに第7条にもとづき、福利厚生事業運営委員会小委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員)

第2条 委員会に委員は、福利厚生事業運営委員会委員の互選により、8名以内をもって構成し、うち1名は福利厚生事業運営委員会委員長とする。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は福利厚生事業運営委員会委員長をもってあてる。

(委員の権限及び職務)

第4条 委員会は、福利厚生事業運営委員会に対し、設置目的による調査・検討について、報告または意見を具申する。

(会議)

第5条 委員会は、その都度、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 庶務は、共済会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、福利厚生事業運営委員会要綱による。

この要綱は、平成14年10月15日より施行する。